

○今治市河野美術館条例施行規則

平成17年 1月16日

教育委員会規則第38号

改正 平成17年 3月31日教育委員会規則第71号

平成18年 9月29日教育委員会規則第7号

平成23年 4月 4日教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市河野美術館条例(平成17年今治市条例第90号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 今治市河野美術館(以下「美術館」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 陳列替等運営上必要な期間

(開館時間)

第3条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第10条第1項の規定により、美術館の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用許可申請書を教育委員会に提出して、使用許可書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、展示品を観覧する者については、別に定める観覧券の交付をもって申請及び許可に代えることができる。

(使用許可変更の申請等)

第5条 前条第1項の使用許可書の交付を受けた者は、その許可を受けた内容を変更しようとするときは、使用許可変更申請書を教育委員会に提出して、変更許可書の交付を受けなければならない。

(使用料等の減免の申請等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定により使用料等を減

額又は免除することができる。

- (1) 学術研究に使用する場合であって、市長が特に必要と認めるとき。
- (2) 美術館の周知に有用であると市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し、減免許可書の交付を受けなければならない。

(使用料等の還付)

第7条 条例第16条ただし書に規定する使用料等の還付は、次の基準によるものとする。

- (1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100
- (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100
- (3) 使用の開始の日前10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50

(資料等の出品又は寄託)

第8条 美術館に資料等の出品又は寄託をしようとする者は、寄託申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、資料等の出品物又は寄託物を受領したときは、受領証を交付する。

(申請等の様式)

第9条 次に掲げる様式は、教育委員会が別に定める。

- (1) 使用許可申請書
- (2) 使用許可書
- (3) 使用許可変更申請書
- (4) 変更許可書
- (5) 減免申請書
- (6) 減免許可書
- (7) 寄託申請書
- (8) 受領証

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市河野美術館条例施行規則（平成15年今治市規則第37号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（読替規定）

3 条例第17条の2の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第4条及び第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

附 則（平成17年3月31日教育委員会規則第71号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月4日教育委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条による改正後の今治市河野美術館条例施行規則、第2条による改正後の今治市玉川近代美術館条例施行規則、第3条による改正後の今治市大三島美術館条例施行規則、第4条による改正後の今治市村上水軍博物館条例施行規則、第5条による改正後の今治城条例施行規則、第6条による改正後の今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例施行規則、第7条による改正後の今治市玉川文化交流館条例施行規則、第8条による改正後の今治市大西藤山歴史資料館条例施行規則、第9条による改正後の今治市吉海郷土文化センター条例施行規則、第10条による改正後の今治市伯方ふるさと歴史公園条例施行規則、第11条による改正後の今治市上浦歴史民俗資料館条例施行規則及び第12条の規定による改正後の今治市菊間陶芸館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。